

平成23年2月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 西村一

平成22年(仮)第129号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・秋田地方裁判所能代支部平成21年(仮)第114号)

口頭弁論終結日 平成23年1月27日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控 訴 人 プロミス株式会社

同代表者代表取締役 久保 健

同訴訟代理人弁護士 長岡 壽一

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 中野俊徳

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である控訴人及び株式会社クラヴィスとの間で、継続的に金員の借入れと返済（控訴人との平成3年4月2日から平成21年1月26日までの第1取引、並びに、控訴人及び株式会社クラヴィスとの平成14年11月5日から平成21年1月26日までの第2取引）を行ってきた被控訴人が、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下も同じ。）

1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が生じていたが、控訴人は法律上の原因がないことを知りながら制限超過部分を受領した悪意の受益者であるなどと主張して、不当利得返還請求権に基づき、第1取引に係る過払金149万2771円と民法704条前段所定の利息（最終取引日である平成21年1月26日までの第1取引に係る確定利息38万8879円から第2取引に係る借入金残高4万0156円を控除した34万8723円、及び、上記過払金に対する翌27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息）の返還を求める事案である。原判決が、被控訴人の請求をすべて認容したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 当事者の主張は、3において原判決の補正をし、4において当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中、第2に記載のとおりであるから、これを引用する（以下、略称等は原判決の例に従う。）。

3 原判決の補正

- (1) 5頁4行目の「取引」を「第2取引」と改める。
- (2) 同頁19行目の「貸金業の規制等に関する法律」を「平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（同改正により法律の題名は貸金業法と改められた。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）」と改める。

4 当審における控訴人の補充主張

- (1) 控訴人は、平成19年6月18日、クラヴィスとの間において、本件業務提携契約を締結し、その上で、クラヴィスが金銭消費貸借契約上の借入顧客に対して過払金返還債務を負担することになる場合は、併存的にその債務を引き受ける旨の合意（以下「本件債務引受契約」という。）をした。これは、第三者のためにする契約であるが、被控訴人が受益の意思表示をする前である平成20年12月15日に、控訴人とクラヴィスは、本件債務引受契約を

合意解約した。したがって、被控訴人は、クラヴィスに生じた過払金につき、本件債務引受契約に基づいて控訴人に対して返還請求をすることはできない。

- (2) 控訴人は、本件の取引当時、前記改正前の貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたのであり、いわゆる17条書面及び18条書面を交付するなど、その認識と判断がやむを得ないと評価される特段の事情が認められるから、悪意の受益者には当たらない。
- (3) 仮に被控訴人が求める額の元利金の返還義務が控訴人に課されることになれば、かえって被控訴人が過払金元本額を大きく超える多額の利得をする結果となり、それこそ実質的な不当利得である。他方、控訴人が民法の定める年5%の利益を上げることは困難であり、被控訴人請求の元利金の請求が認容された場合、控訴人の自己資金を原資としてその支払をしなければならない。損失の公平な分配を定めた不当利得制度の趣旨に照らせば、被控訴人の請求は権利の濫用である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきものと判断する。その理由は、2において原判決の補正をし、3において当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中、第3に記載のとおりであるからこれを引用する。

2 原判決の補正

(1) 6頁6行目から7行目にかけての「元金149万2771円及びこれに対する利息」を削除する。

(2) 6頁11行目冒頭から8頁2行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 証拠（甲2, 3, 5, 乙3, 5, 9, 10）及び弁論の全趣旨によれば、クラヴィスと控訴人はそれぞれ独立した法人であり、第2取引のうち、被控訴人とクラヴィスの間の取引と被控訴人と控訴人の間の取引は、それぞれ異なった会員番号で管理されており、利率等の約定も異なっていたことが

認められる。

以上によれば、第2取引のうち、平成14年11月5日から平成19年8月16日まで被控訴人とクラヴィスの間でなされた取引と、同日から平成21年1月26日まで被控訴人と控訴人との間でなされた取引は、それぞれ別個独立した取引であると認められる。

イ 他方、証拠（甲4、5、乙6、11）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人とクラヴィスは平成19年6月18日付けて「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」を取り交わしたこと、同日、控訴人とクラヴィスは、上記基本合意書で定める債権移行に伴う切替契約の実施にあたり、クラヴィスの顧客の利益保護を図るとともに、切替契約に係る業務を円滑に推進することを目的とする業務提携契約（以下「本件業務提携契約」という。）を締結したこと、本件業務提携契約において、「切替契約」とは控訴人とクラヴィスの顧客との間で締結される、控訴人が取扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約のことをいうと定義され、また、「契約顧客」とは控訴人との間で切替契約を締結したクラヴィスの顧客をいうと定義されていること、控訴人とクラヴィスは、本件業務提携契約の契約書第5条において、クラヴィスが契約顧客に対して負担する過払金返還債務及びそれに付帯して発生する経過利息の支払債務その他クラヴィスが契約顧客に対して負担する一切の債務について、控訴人・クラヴィス双方が連帶してその責を負うものとし、これにより生じた控訴人とクラヴィスとの連帶債務における両者の負担部分は、控訴人は0割、クラヴィスは10割とすると定める本件債務引受け契約を締結したこと、また、切替契約後におけるすべての紛争に関する申出窓口を控訴人とする旨告知するものとしたこと、被控訴人と控訴人は、平成19年8月16日、クラヴィスに対する債務を完済するため振込代行を控訴人に依頼する旨や切替契約後の紛争等の窓口は、従前の契約先にかかわらず控訴人となることに異議がないこと等の記載があ

る残高確認書兼振込代行依頼書（以下「本件申込書」という。）を被控訴人が作成し控訴人に提出するなどして、切替契約を締結したこと、同日、控訴人は、クラヴィスに対し、当時の被控訴人のクラヴィスに対する約定債務残高47万7213円を、被控訴人に代わって振り込んで弁済したこと、これ以降、被控訴人と控訴人との間で、平成21年1月26日まで、原判決別紙計算書②のとおりの、継続的な金銭消費貸借取引が行われたことが認められる。

以上からすれば、控訴人は、クラヴィスとの間で本件債務引受契約を締結して、同社が被控訴人に対して負担する過払金返還債務につき併存的債務引受をしたことが明らかであるが、同契約は、被控訴人に受益させる第三者のためにする契約と認められる。そして、被控訴人と控訴人との間の切替契約は、被控訴人がクラヴィスに支払うべき債務を控訴人に支払っていくようにすることでクラヴィスとの契約関係を終了させるものであって、クラヴィスとの取引に関する紛争についても控訴人が対応するものとされていたことにも照らすと、クラヴィスとの契約関係を控訴人との契約関係に実質的に移転させる趣旨で締結されたものと解される。そして、切替契約を締結し、控訴人がクラヴィスに約定債務残高を支払うことでクラヴィスに対する過払金が生じる本件のような場合、被控訴人としては、過払金返還義務を負う主体をクラヴィスから控訴人に変更しないのであれば、わざわざ被控訴人がクラヴィスに対し返還すべき金額以上の債務を控訴人に対し負担することになる切替契約を締結する意義を有しないものともいいうことができる。そうすると、切替契約の締結に当たり、被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が、クラヴィスとの間で、被控訴人とクラヴィスとの取引により生じた被控訴人への過払金支払債務を引き受ける契約を締結したのであれば、その契約の利益を享受するという意思を有していたものと解するのが合理的であって、切替契約に係る本件申込書を控訴人に提出することで、その意思も表示されたものと見

て妨げないものというべきである。」

(3) 10頁7行目の冒頭から末尾までを削除する。

3 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、被控訴人が受益の意思表示をする前である平成20年12月15日に、控訴人とクラヴィスは、本件債務引受契約を合意解約した旨主張する。しかしながら、それより前である平成19年8月16日に切替契約の締結がなされた際、被控訴人が本件債務引受契約に係る受益の意思表示をしたものと認めるべきことは前述のとおりである。控訴人のこの点の主張は前提を欠くものであって失当である。

(2) 控訴人は、前記改正前の貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、かつそのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があった旨主張するが、かかる特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、採用できない。

(3) 控訴人は、被控訴人の請求が権利の濫用に当たる旨主張する。しかしながら、本件全証拠によってもそのようにいるべき事情は認められないから、この点の控訴人の主張は採用できない。

4 よって、被控訴人の請求は理由があり、これを認容した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所秋田支部

裁判長裁判官

高 野 芳 久

裁判官

山 崎 克 人

裁判官 三 井 大 有

これは正本である。

平成23年2月23日

仙台高等裁判所秋田支部

裁判所書記官 西村

